

久農第392号  
令和7年2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久万高原町長 河野 忠康

市町村名 (市町村コード)	久万高原町 (383864)
地域名 (地域内農業集落名)	二名地区 (永久・徳好・宮成・森田・東条・黒沢・中条・上厚・帶石・富重)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化すること等により、優良農地の保全策を検討していく必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

農家数:51戸

主な作物:水稻、トマト、ピーマン

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である特別栽培米については、受け手となる担い手のためにも、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図るためのスマート農業の導入を進める。併せてトマト・ピーマン等の夏秋野菜の生産に向けた水田の畠地化も段階的に進める。

また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作放棄地・非農地を除くすべての農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

借り手が見込まれる優良農地については、農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用できる場合は、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備も視野に入れる。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町及び農業公社やJAと連携し、地域内外から移住者及び耕作者を募る。栽培技術や農業用機械の支援、相談なども地域の担い手を中心に協力して、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化を図るため水田の作業受委託については、地域内及び地域外の集落営農組織や個人経営体に依頼して、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置とともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②地域特産物の特別栽培米等を中心に、減化学肥料及び減農薬の取り組みをJAの協力を仰ぎ、更に普及、推進する。

③水田の管理作業において、スマート農業の取り組みを進め、担い手の負担を軽減する。

⑦耕作放棄地については、草刈りや花木の植付け等の適正な管理を求めていく。

⑧農道や用水路等の農業用施設について、老朽化が進んでいる箇所については適宜修繕・更新・改修を行う。また、産地の維持・強化を図るため、野菜出荷施設等の重要施設においても老朽化している施設は順次更新等を行う。